



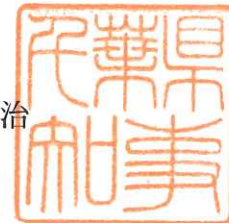
許可番号 第01220050937号

産業廃棄物処分業許可証

住所 千葉県八街市八街に292番
氏名 東関リサイクル株式会社
代表取締役 石井 光暢

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄治



許可の年月日 平成30年2月26日

許可の有効年月日 令和4年11月4日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

破碎による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙のとおり

3 許可の条件

(1) 産業廃棄物の処理は午前8時から午後6時までの間の8時間以内、産業廃棄物の搬入及び処理後物の搬出は午前8時から午後6時までとし、遮音衝立及び囲い壁等の維持管理を徹底し、騒音に係る規制基準を遵守すること。

(2) 産業廃棄物の処理及び保管により発生する粉じんについては、散水設備の使用及び囲い壁等の維持管理を徹底することにより周辺への飛散を防止すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成9年11月5日 新規許可

平成30年2月26日 更新許可

平成30年4月27日 変更届（代表者の変更）

令和3年1月20日 変更届（破碎施設Aの処理能力の変更）

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 存・無

(以下余白)

許可証別紙

事業の用に供する全ての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
破砕施設A (施行令第7条第8号の2) (令和2年12月7日, 第2020-2-508号)	木くず 147.6 t/日 (18.45 t/時×8時間) (令和3年1月12日)	1	千葉県八街市八街 字後野分 に292番1・に293番 合併14, に292番1・に293番 合併15, に292番5, に292番6
破砕施設B (施行令第7条第8号の2)	木くず 38 t/日 (4.75 t/時×8時間) (平成9年10月9日)	1	
木くず保管施設A	326 m ² 393 m ³	1	
木くず保管施設B	1086 m ² 2149 m ³	1	
処理後物保管施設No.1	107 m ² 133 m ³	1	
処理後物保管施設No.2	87 m ² 195 m ³	1	
処理後物保管施設No.3	48 m ² 97 m ³	1	
処理後物保管施設No.5	72 m ² 157 m ³	1	
残さ物保管施設 (鉄くず, 釘等)	39 m ² 13 m ³	1	
残さ物保管施設 (廃プラスチック類)	18 m ² 16 m ³	1	
残さ物保管施設 (非鉄スクラップ類)	9.0 m ² 6.8 m ³	1	

(以下余白)